

1. 鹿 児 島 海 区

(1) 共 同 漁 業

漁 場 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 区 地
鹿 共 第 77 号	第 1 種 共同漁業	わかめ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たかせがい 漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " "	いちき串 木野市羽 島及び薩 摩川内市 土川地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で 結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 31° 46' 47" E 130° 10' 52" (薩摩川内市といちき串木野市の境界土川の河 口右岸堤防基部) 基点2 N 31° 44' 33" E 130° 13' 44" (いちき串木野市荒川と羽島の境界の基点標石) 点ア N 31° 46' 36" E 130° 08' 21" 点イ N 31° 42' 49" E 130° 11' 28"	な し	いちき串 木野市羽 島
	第 2 種 共同漁業	磯建網漁業 雑魚建網漁業 雑魚かご網 漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				

(つきいそ漁業)

漁 場 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件	関 係 区 地
鹿 共 第 566 号	第 3 種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 羽島崎沖 合	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域。 点の位置 点ア N 31° 44' 13" E 130° 10' 42" 点イ N 31° 43' 53" E 130° 10' 41" 点ウ N 31° 43' 54" E 130° 09' 44" 点エ N 31° 44' 14" E 130° 09' 45"	な し	いちき串 木野市羽 島

(2) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別						いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度	
鹿特区 魚第43号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12 月31日	薩摩川内 市上甕町 中甕倉妻 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27" N 31° 49' 38" E 129° 51' 28" 点エ N 31° 49' 42" E 129° 51' 16" N 31° 49' 44" E 129° 51' 16"	別紙-1	236台 408台	薩摩川 内市上 甕町
	団体漁業権							

別紙-1 (天然種苗 鹿特区魚第43号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀
(8メートル×8メートル 正方形) ~~236~~408台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積 (~~15,079~~26,087 m²) を超え
ない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
鹿特区 か(垂) 第35号 (新設)	第1種 区画漁業 個別漁業権	かき垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川成川崎 辺田地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 50″ E 130° 38′ 09″ 点イ N 31° 12′ 45″ E 130° 38′ 12″ 点ウ N 31° 12′ 35″ E 130° 37′ 56″ 点エ N 31° 12′ 39″ E 130° 37′ 51″	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧山川町の地区
鹿特区 か(垂) 第36号 (新設)	第1種 区画漁業 個別漁業権	かき垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川岡児ヶ 水地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10′ 26″ E 130° 35′ 33″ 点イ N 31° 10′ 24″ E 130° 35′ 36″ 点ウ N 31° 10′ 14″ E 130° 35′ 29″ 点エ N 31° 10′ 16″ E 130° 35′ 26″	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧山川町の地区
鹿特区 か(垂) 第37号 (新設)	第1種 区画漁業 個別漁業権	かき垂下 式養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市山 川岡児ヶ 水地先	点ア、点イ、点ウ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10′ 01.3″ E 130° 35′ 28.8″ 点イ N 31° 10′ 00.15″ E 130° 35′ 28.5″ 点ウ N 31° 9′ 59.4″ E 130° 35′ 28.1″	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	指宿市の旧山川町の地区